

第2章

基本計画の内容

1 基本目標

「基本目標1 人間それぞれの“個”
を認め合い、思いやりと優しさを育む
社会の形成」

「基本目標2 対等な社会参加で能力
発揮をめざす環境づくり」

「基本目標3 安心して暮らせるため
の環境と健康づくり」

2 計画の総合的な推進

1 基本目標

「基本目標 1 人間それぞれの“個”を認め合い、思いやりと優しさを育む社会の形成」

(1) 現状と課題

「男は仕事、女は家庭」という言葉に代表される男女の役割に対する固定的な考え方は、男性、女性、それぞれが主体的に生きるための多様な選択や、能力を発揮していく上での妨げになっています。

近年、法律や制度の整備はもとより、広く社会の慣習、人々の意識についても男女共同参画の視点から検討され、変わることが求められています。

しかし、長い歴史の中で培われた古い社会の慣習・慣行は根強いものがあり、特に古いしきたり・習慣を持つ地方都市では、その固定的な考え方を急激に変化させることは難しく、今後、男女共同参画実現に向けた意識の変革が強く望まれています。

特に、男女共同参画社会の実現は、男女それぞれの人権の尊重を目指すものであり、豊かで活力ある社会を構築するためにも、緊要な課題であります。特に、女性に対するあらゆる暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を阻害する大きな要因にもなっているほか、男性にとっても、男女共同参画社会の実現は、個人の自己実現や能力の発揮など、大きな意義を持つものであり、仕事、家庭、地域におけるバランスのとれた生活への転換が必要とされていることについて理解を求め、重点的に啓発を進めることが必要となります。

男女共同参画に関する視点を反映させるためには、まず国、北海道及び近隣市町と相互に連携し、情報の共有を図ることが必要となります。

また、男女平等で対等な関係を阻害するおそれのある、あらゆる要因を的確に把握すると共に、男女共同参画に関する先進事例などの情報収集に努め、市民等へ提供することが重要であります。

一方、情報化社会の中で、情報通信技術の革新や高度化が進み、情報を享受する側も、男女が平等で対等な関係にあることの正しい理解を深めることが求められています。

そのため、人権、性の尊重、自立の意識を持つことができるよう、家庭や学校、社会などで行われる教育や学習において、個人の生き方を尊重し相互に協力し合いながら、社会や生活を支えていく心を育むことが重要であり、

あらゆる機会、あらゆる場所で男女平等の視点に配慮した教育の充実が図られなければなりません。

加えて、性は人間の尊厳に関わるものであり、男女が互いの性を尊重し、性に関する科学的な知識を身につけ、人間尊重と男女平等の精神に基づく異性観を育成することが大切です。

そのためには、配偶者やパートナー等を含む全ての男女間において、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為、又は性犯罪やストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなどの根絶、性を売り物とする営業の増加や有害図書・ビデオなどの有害環境に対して、法令に基づく適切な対応が求められています。

(2) 基本方向

- ア 男女の人権尊重意識に立った男女平等意識の啓発の推進
- イ 男女共生や性に関わる学校教育及び生涯学習機会の充実
- ウ 配偶者やパートナーなどからの暴力の根絶
- エ 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

(3) 主要施策

- ア 男女の人権尊重意識に立った男女平等意識の啓発の推進
 - (ア) 家庭、職場、地域など様々な場における慣行のうち、性別による偏りにつながるおそれのあるものについて、広くその見直しを呼びかけます。
 - (イ) 「男女共同参画週間」などの多様な機会を通じ、誰もが男女平等参画の理念や社会的性別（ジェンダー）の視点についての正しい理解ができるよう、啓発を進めます。
 - (ウ) 市の発行する広報誌等において、社会的性別（ジェンダー）に配慮した表現に留意します。
- イ 男女共生や性に関わる学校教育及び生涯学習機会の充実
 - (ア) 学校教育の場における男女平等教育を推進します。
 - (イ) 家庭内において固定的な性別役割分担意識を払拭し、家事、育児、介護など男女が平等に共同して担っていくという意識を醸成します。
 - (ウ) 妊娠・出産という母性の重要性への認識を深めると共に、性と生殖に関する健康・利権（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の配慮がなされるよう、家庭教育等を支援する学習機会の充実を図ります。
 - (エ) 性に対する正しい知識と性犯罪を撲滅するための人権教育を推進しま

す。

- (オ) 男女共同参画の趣旨に賛同する各種団体等と連携し、啓発や研修会を通して男女共同参画の意識の高揚を図ります。

ウ 配偶者やパートナーなどからの暴力の根絶

- (ア) 女性への暴力等に関する実態を把握し、社会的関心を喚起すると共に、相談窓口の所在等について広く周知徹底するほか、関係機関と連携し差別及び暴力を防止・対処するための体制の構築を進めます。
- (イ) 生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法その他の法令の定めるところにより DV 被害者の自立を支援するために必要な措置を講じます。

エ 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

- (ア) 性や暴力表現を扱った出版物等の取扱いなどについては、法令に基づく適切な対応をし、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある社会環境の浄化を継続的行います。
また、若年層における交際相手からの暴力（デート DV）防止のため、啓発に努めます。
- (イ) 学校教育の場をはじめ、生涯学習などの様々な場において、インターネットなど多種多様なメディアからもたらされる情報を、主体的に判断することができる能力（メディア・リテラシー）の育成に努めます。

「基本目標 2 対等な社会参加で能力発揮をめざす環境づくり」

(1) 現状と課題

家庭は、家族のよりどころであり、人間生活の最小の単位です。家庭の中で育まれた人間の意識は、将来にわたって社会全体の意識を形成することとなります。しかしながら、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という性別による固定的な役割分担の意識が、現在も日常生活の中には依然として根強く残り、女性だけではなく男性の生き方や行動の選択を狭めている現状があります。

家庭や職場、地域社会において、男女が平等に参画し共に責任を担うことにより、ワーク・ライフ・バランスのとれた豊かで活力のある暮らしが可能となることから、政治や経済の分野など様々な社会活動の場での女性の進出、特に政策・方針決定の場への参画が今後期待されています。

家庭においては、核家族化に伴う世帯規模の縮小や高齢化など、家族を取り巻く環境の変化は、育児・介護機能の低下を招いています。しかも、育児や家族の介護の負担の大半は、女性が担っている現状にあります。

一方、男性は多くの時間を仕事に費やし、主に経済的責任を負っているという現状があり、このことが男性の過労死やリストラ等による自殺の要因とも言われています。

このため、現在の家族形態の多様化等、社会状況の変化に対応していく方策として、年齢、性別等に関わらず全ての人が社会へ参画することが求められています。

そこで、職場においてその能力を十分に発揮し、自分らしい快適で実りある生活を送るためには、趣味やボランティアなどの社会性のある活動に参加することが重要となってきます。

また、町内会・自治会などの行事には、意志決定をする過程から参画することで、防犯・災害・交通安全等、あらゆる分野において男女のニーズに複合した対策が講じられ、安全・安心な街づくりの形成や地域の連帯を深めることにも繋がることから、あらゆる分野・地域活動へ男女を問わず積極的に参加できる環境づくりが必要となります。

(2) 基本方向

- ア 男女共同参画社会づくりに関わる法令等の周知徹底
- イ 市及び事業者等の政策・方針決定過程への女性参画の拡大
- ウ 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

エ 地域社会における男女共同参画の促進

(3) 主要施策

ア 男女共同参画社会づくりに関わる法令等の周知徹底

- (ア) 男女共同参画社会づくりにかかわる法令等の周知を図ります。
- (イ) 様々な社会活動の場において、全ての人が自らに保障された法律上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について、正確な知識を得られる「法識字」の推進を図る必要があります。

イ 市及び事業者等の政策・方針決定過程への女性参画の拡大

- (ア) 市の条例や規則などによって置かれている審議会や委員会において、積極的に女性の参画を推進します。
- (イ) 市職員については、地方公務員法に定める平等取扱の原則と成績主義の原則に基づきながら、女性の採用の拡大を図り、登用等を促進します。
- (ウ) 事業者等の方針決定過程への女性の参画について、企業や民間団体等に情報の提供や協力要請を行うとともに、啓発等を通じて社会的気運の醸成を図ります。

ウ 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

- (ア) 男女雇用機会均等法の履行確保を図るため、事業者等に対し法の啓発や情報の提供などを積極的に行います。
- (イ) 男女労働者間の格差を解消するために、事業者等に対して雇用格差の積極的改善措置を進めるよう働きかけます。

エ 地域社会における男女共同参画の促進

- (ア) スポーツ活動、文化活動、趣味・娯楽、ボランティア活動、レクリエーション活動など、人間が生涯にわたって豊かに生きていくための活動の場の提供と環境の整備・充実を図ります。
- (イ) 町内会・自治会への加入を促進し、あらゆる家庭の男女が地域に参画することを推進します。
- (ウ) 防災分野における男女のニーズを考慮し、男女を問わず地域防災活動への積極的な参加を促します。

「基本目標 3 安心して暮らせるための環境と健康づくり」

(1) 現状と課題

昨今、夫婦と子どものみで構成される核家族世帯は、増加の一途をたどる一方、男性の積極的な子育て参加が進んでいない状況などから、母親が抱える育児や子育ての不安感が募り、心理的・身体的な負担が高まっています。

また、女性が仕事と家庭を両立するにあたり、仕事と生活が密着していることや、性別による固定的役割分担の意識が反映されてか、女性によっては仕事のほかに家事や育児も担うことから、多様なライフスタイルに対応した生活支援体制を充実していかなければなりません。

子育てについては、社会全体の取り組みとしての支援体制を構築し、仕事との両立や子育てにかかる負担感を軽減し、安心して子育てをし、そして働くことができる環境の整備を進める必要があります。

また、女性が仕事と育児・介護の両立を可能とするためにも、育児・介護休業取得の促進を図らなければなりません。

人間の一生において、一人ひとりが社会と繋がりを持ち、自立した生活者として人間らしい人生を送るためには、「必要な人に必要なサービス」が、「必要とときにくま無く提供」されるような支援体制が望まれます。

現在、団塊の世代が高齢期を迎え、本格的な高齢社会に移行する中で、高齢期を安心して生き生きと輝いて暮らせる福祉社会の建設は、全ての人の願いです。男女それぞれが生涯にわたって生活機能を維持・向上させるとともに、すべての高齢者の生活を地域全体で支える体制づくりが求められています。

介護については、家族形態の変化により、かつてのように家族だけで対応することは困難であるために、社会的・職業的に認められた在宅福祉サービスや施設の利用ができるようになっていきます。

市では、各分野の福祉計画に基づいた様々なサービスを提供していますが、関係機関の連携を強め、体制の一層の充実を図って効果的なサービスを提供することはもとより、情報提供の不足からくる不満や手続きの複雑さ、分かりにくさを少しでも改善し、積極的な利用を促す工夫が求められています。

(2) 基本方向

- ア 多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実
- イ 母性健康管理対策の推進
- ウ 健康保持・増進の推進

エ 介護・看護の支援体制の充実

(3) 主要施策

ア 多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実

- (ア) 共働き家庭など留守家庭の児童に対し、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、その健全育成を図る、放課後児童クラブの充実に努めます。
- (イ) 子育てにおいて孤立感などを抱いている、母親とその子どもが気軽に集い、情報交換や仲間づくりにより、育児不安を解消するため子育て支援センターや子育て拠点施設などの充実に努めます。
- (ウ) ひとり親家庭の児童の健全育成を図るため、母子・父子自立支援員等による適切な問題解決や社会的自立のための生活相談支援を強化します。

イ 母性健康管理対策の推進

- (ア) 事業者等に対し、女性が働きながら安心して子どもを生むことができる環境を整備するよう働きかけます。
- (イ) 事業者等に対し、男女が働きながら安心して子どもを育てることができるよう、育児・介護休業取得を促進します。

ウ 健康保持・増進の推進

- (ア) 高齢者と障がい者が安心して生活を送ることができるよう地域全体で支え、地域の一員として生活ができるよう、地域住民などによるボランティア活動の推進に努めます。高齢者と障がい者の自立と生きがいの支援に努めます。
- (イ) 老人クラブ活動への支援に努めるとともに、スポーツやレクリエーション活動を充実し、だれもが気軽に参加しやすい環境づくりを促進します。
- (ウ) 健康保持の視点から、「自分の健康は、自分で守る」という意識の啓蒙を図り、健康に関わるグループづくりの支援に努めます。

エ 介護・看護の支援体制の充実

- (ア) 介護負担を社会全体で支え合えるような体制づくりや各種福祉サービスの充実に努めます。
- (イ) 在宅生活を支える 24 時間ケアの実現に向け、地域密着型サービスの

充実に努めます。

(ウ) 保健・福祉・医療等の関係機関が連携した地域ケアシステムの構築に努めます。

(エ) 男女の介護力向上及び人材の育成に努めます。

2 計画の総合的な推進

男女共同参画社会の実現を図るためには、市民・事業者等・市が共通の認識を持ち、協働のもとで総合的、かつ、計画的に進めることが重要であり、自戒自律の精神でそれぞれの責務を果たしていかなければなりません。

しかし、求められる責務は広範囲で多岐に分かれているため、国内外の経済・社会情勢の変化を注視し総合的、かつ、効果的に推進する必要があります。

また、男女共同参画の実現に向けて取組を進めることにより、「男女」とどまらず、性的指向・性自認（性同一性）に関すること等を含め、幅広く多様な人々を包括し、全ての人々が幸福を感じられる社会の実現に努めます。

(1) 庁内推進体制

この計画に基づく各種施策を建設的に取り組むため、市民部市民課が中心となり、庁内関係部局の一体的な取り組みに努めます。

(2) 市民、関係機関との協働

市内における男女共同参画の目的に賛同した団体などの自主的な取り組みに対して支援、協力に努めます。また、それらの団体と協働した中で、市民の男女共生意識の啓蒙を促進することにより、個性豊かな地域づくりに寄与することに努めます。

(3) 国、道への要望

この計画を推進するにあたり、市民との情報交流などにより、幅広い施策の中でも、必要性や効率性、そして国、道の経済・社会情勢等の変化に応じながら、優先される施策で、かつ、本市で実現が難しい問題について、国や道に対して要望し、その実現のための働きかけをします。

(4) 市民、事業者等への意識調査

市民や事業者等の男女共同参画に関する意識や実態を把握するため、男女共同参画に関する市民・事業者等の意識調査などを実施します。